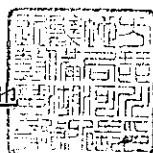


参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書
の提出を求める公示

平成28年 1月 8日

近畿地方整備局

琵琶湖河川事務所長 山口 達也



次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、天ヶ瀬ダム再開発事業において建設中のトンネル式放流設備について、副ダムの形状変更・吐口部下流の掘削取りやめによる水理的影響について、水理模型実験により検証する業務である。

本業務の実施にあたっては、大規模かつ特殊な実験設備が必要であること、実験結果の評価・分析には高度な技術力が必要であることから、3. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な要件を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との委託契約手続に移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 天ヶ瀬ダム再開発放流設備水理設計業務

(2) 業務目的

本業務は、天ヶ瀬ダム再開発事業において建設中のトンネル式放流設備について、副ダムの形状変更・吐口部下流の掘削取りやめによる水理的影響について、水理模型実験により検証する業務である。

(3) 業務内容

- | | |
|------------------|----|
| 1) 計画準備 | 1式 |
| 2) 水理模型実験計画の企画立案 | 1式 |
| 3) 水理模型実験の実施・記録 | 1式 |
| 4) 実験結果の評価・分析 | 1式 |
| 5) 報告書作成 | 1式 |

(4) 履行期限 契約締結日の翌日から平成28年9月12日まで

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 基本的要件

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- 2) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - 3) 近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (2) 技術力に関する要件
- 1) ダム水工に関する高度な専門知識を有していること。
 - 2) ダムのトンネル式放流設備の水理模型実験の実施に関して、実験内容の企画や実験手法の決定、実験の品質管理を適切に行うための幅広い知見を有していること。
 - 3) なお、本業務では、上記1)及び2)の専門知識や知見を踏まえ、下記ア)及びイ)の能力を有する者であることを確認する。
 - ア) 洪水調節ダムやトンネル式放流設備を対象とした水理模型実験及びその評価・分析の結果の妥当性を適切に判断できる能力
 - イ) ダムの設計施工全般に関する専門知識を有し、安全性に関する提案ができる能力
- (3) 設備・システムに関する要件
- 1) 天ヶ瀬ダム再開発事業において建設中のトンネル式放流設備と既存ダムの本体放流設備からの放流を再現する模型実験の実施が可能な屋内水理実験場を有し、実験に必要な模型を提供できること。
 - 2) なお、本業務では、上記1)を踏まえ、屋内水理実験場として以下の規模及び設備を有する者であることを確認する。
 - ア) 縮尺1/40スケールの天ヶ瀬ダム再開発の模型（トンネル式放流設備の流入部～吐口部ならびに吐口部の上流側100m下流側200mの河道の範囲）が設置でき、円滑な実験が可能な屋内水理実験場を有すること。具体的には、風雨の影響を受けない屋内に18m以上×12m以上の模型設置スペースが確保できること。
 - イ) 新設するトンネル式放流設備用1系統と既存本体放流設備用1系統の合計2系統の給水施設を有し、各200リットル/秒、合計400リットル/秒の給水が同時に可能で、流量が安定した状態で連続して運転可能なポンプ設備を備えていること。
 - ウ) 給水施設及び流量制御施設は、誤差は1%以内で流量の制御が可能で、使用前1年以内に検定を受けたものであること。
 - エ) 正確な水理現象の把握が可能な計測機器として、0.1mm単位で計測可能な水位計、貯水池内の微流速及び合流部下流の高速流の測定が可能な流速計及び1mm単位で水頭の計測が可能な圧力計を有し、当該水理模型実験に設置可能のこと。なお、これらは使用前1年以内に検定を受けたものであること。
- (4) 業務執行体制に関する要件
- 1) ダム水工に関する高度な専門知識を有するとともに、ダムのトンネル式放流設備の水理模型実験の実施に関する幅広い知見を有する技術者を配置出来ること。
 - 2) ダムの設計施工全般に関する各種基準等の設定背景や根拠を熟知し、適切な技術的判断やマネジメントが可能な技術者を配置出来ること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒520-2279

滋賀県大津市黒津4-5-1

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 経理課 契約指導係

TEL: 077-546-0812 (直通)

FAX: 077-546-0906

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間

平成28年1月8日(金)から平成28年1月15日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日
を除く毎日、10時00分から16時00分まで

2) 交付場所

(1)に同じ。

3) 交付方法

手渡しとする。

なお、説明書交付希望者は(1)担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

1) 提出期限

平成28年1月18日(月)14時00分まで

2) 提出場所

(1)に同じ。

3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等記録が残るもの、最終日は14時00分必着）によるものと
する。郵送（書留郵便等記録が残るもの以外）及び電送（ファクシミリ）によるものは受
け付けない。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期
限：平成28年2月5日(金)16:00まで
- (4) 上記3.(1), (2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業も上記
4.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として
選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において
、当該資格の認定をうけていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。

以上